

令和6年度夢見ヶ崎動物公園再整備計画策定支援業務委託 仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、「令和6年度夢見ヶ崎動物公園再整備計画策定支援業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

2 業務目的

昭和25年に加瀬山の豊かな緑を活かして開設した「夢見ヶ崎公園」では、本市が政令指定都市になった昭和47年に動物の飼育・展示を開始し、「夢見ヶ崎動物公園」（以下、「動物公園」という。）と通称を改めた。その後、平成30年3月に策定した「夢見ヶ崎動物公園基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき、魅力と賑わいづくりに資する取組を進めており、子どもから高齢者まで幅広い世代が楽しめる市内唯一の動物公園として、現在も市民や地域に愛され続けている。

しかしながら、基本計画策定後、新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会変容や脱炭素社会の実現に向けた取組、民間事業者等による多様な利活用ニーズの高まりなど、社会環境に大きな変化が見られた。それらを踏まえ、基本計画に示した取組の具体化に向けて、令和4年8月に「夢見ヶ崎動物公園再整備の基本的な考え方」を整理した。

今後は、動物公園の再整備に向け、基本計画が掲げた将来像やコンセプトを基に、新たなニーズ等を加えた具体的な施設整備や、持続的な動物公園の運営の仕組み、さらには動物福祉の視点に基づく動物公園のコレクションプランなどを含めた「夢見ヶ崎動物公園再整備計画」（以下、「再整備計画」という。）として取りまとめる必要がある。本業務では、令和7年度の再整備計画の策定に向け、庁内調整の結果取りまとめた再整備計画骨子案について市民意見を募集するとともに、得られた意見及び有識者意見を踏まえた再整備計画案を作成するための支援を目的とする。

3 履行期間

契約日から令和7年3月21日までとする。

4 業務対象範囲

夢見ヶ崎動物公園（川崎市幸区南加瀬1丁目2-1）

5 業務内容

基本計画の将来像や基本コンセプト等に基づいた施設整備及び管理運営の取組を再整備計画に位置づける。

令和5年度に得た再整備計画の骨子案を修正し、パブリックコメントを含む来園

者等の意見を募集する。これを踏まえて、具体的な施設配置及び施設整備の段階的スケジュールを再整備計画案に位置づける。また、民間活力を導入した持続可能な動物公園の運営手法を具体化し、再整備計画案に位置づける。さらに、有識者を交えた会議を実施し、再整備計画案の構築に必要な専門的な知見からの意見を収集する。

(1) 与条件の整理

社会的な潮流、市の関連計画、過年度資料、現地確認等を踏まえ、業務に必要な条件・課題等の整理を行う。

(2) コレクションプランの作成

過年度に検討を行ったコレクションプランの方針を基に、市の施策・施設の設置目的・市民ニーズ・動物福祉等の視点から精査を行い、動物公園において飼育を継続する種・断念する種等を決定する。

(3) 持続可能な動物公園の管理運営計画の作成

動物公園の公園機能・動物展示機能を今後も継続するために必要な管理運営計画を作成する。具体的には、過年度に行われた民間事業者へのヒアリング・民間事業者からの提案や市民ニーズなどを踏まえ、官民連携施策に精通する有識者の意見等を参考にしながら、官民連携の方策を検討し、そのために必要な民間事業者の公募要項及び要求水準説明書等を作成する。

(4) 専門家委員会の運営補助

動物園（動物飼育・展示等）・ランドスケープ・公民連携等の専門知識を有する有識者・専門家を含む専門家委員会（仮称）を設置し、委員会に向けた資料作成、会議録の作成を行う。委員会は2回開催し、その各回において運営補助を行う。なお、発注者の指定するスケジュールに基づき資料を完成させるために、発注者と随時協議を行いながら資料の骨子作成・補足・修正等の作業を遅滞なく実施するものとする。

(5) 庁内検討会議の運営補助

庁内検討会議に向けた資料作成、会議録の作成を行う。庁内検討会議は3回実施し、その各回において運営補助を行う。なお、発注者の指定するスケジュールに基づき資料を完成させるために、発注者と随時協議を行いながら資料の骨子作成・補足・修正等の作業を遅滞なく実施するものとする。

(6) 施設配置計画の立案

上記(1)から(5)の検討結果を基に、施設配置計画を立案する。施設配置計画は次の項目を含むものとする。

- ①施設配置の方針
- ②ゾーニング
- ③導入施設の検討と配置
- ④再整備計画平面図
- ⑤鳥瞰図（A 3判1枚）またはスケッチ（A 4判2枚）
- ⑥工事費概算（内訳明細書の作成は含まない）

（7）スケジュールの設定

再整備を進めるためのスケジュールを設定する。スケジュールは次の項目を含むものとする。

- ①公民連携の実現に向けた具体的な手順
- ②段階的な整備工程（飼育動物の引っ越しを含む）

（8）パブリックコメント等の実施

再整備計画の骨子案についてパブリックコメントを実施し、市民からの意見を収集する。収集した意見はテーマ・課題ごとに分類しその回答を作成する。パブリックコメントの手法はインターネット・書面によるもののほか、オープンハウス型説明会等の対面による手法も活用することとする。

（9）打ち合わせ協議

打合せ協議は、業務開始時、中間時3回、完了時の計5回程度とする。

（10）成果品取りまとめ

前項までの検討結果・作成資料を成果品として整理する。

6 成果品

下記成果品を納入する。

- ・報告書（A 4版、ファイル綴じ） 1部
- ・報告書電子データ 1式（正・副の2部）

※Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint など編集可能ないずれかのファイル形式及びPDF形式でCD-R またはDVD-R等の媒体で提出するものとする。

電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副の2部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し報告書として提出すること。

また、受託者は業務の完了後であっても、内容に誤りが発見された場合、本市の請求により直ちに成果品の修正を行わなければならない。

7 その他

- (1) 利用者の個人情報、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）等の法令の規定を遵守し、適正に管理すること。
- (2) 本業務において得られた情報は、委託者に帰属するものとし、受託者は知り得た情報の一切に対して守秘義務を負うものとする。
- (3) 本業務の成果については、委託者に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項、その他疑義が生じた事項については、委託者及び受託者双方の協議の上、決定する。

個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部(主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

(厳重な保管及び搬送)

第 1 3 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(情報資産の返還又は廃棄)

第 1 4 条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

(入退室管理事項)

第 1 5 条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

(身分証明書の携帯等)

第 1 6 条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第 1 7 条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

(業務の報告又は検査等)

第 1 8 条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

(教育の実施)

第 1 9 条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。